

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会  
広報媒体有料広告の掲載の取扱いに関する要綱

平成20年2月1日  
朝社協要綱第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の広報媒体に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広報媒体)

第2条 この要綱の対象となる広報媒体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社協あさか（以下「広報紙」という。）
- (2) 朝霞市社会福祉協議会ホームページ（以下「ホームページ」という。）

(掲載基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に係わるもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種の宣伝に係わるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広報媒体の公共性及び品位を損なうおそれがあると社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が認めるもの

(広告の定義)

第4条 広告とは、次の各項に掲げるすべてに該当するものとする。

2 広報紙においては

- (1) 企業名の掲載があるもの
- (2) 連絡先の掲載があるもの
- (3) 所在地の掲載があるもの
- (4) 業務内容等の掲載があるもの

3 ホームページにおいては

- (1) トップページ画面から当該事業者のホームページへリンク設定があるもの
- (2) 前号の規定にかかわらず、本会ホームページの関連リンク掲載事業所は除くものとする

(広告の優先順位)

第5条 広報紙における掲載する広告の優先順位は、次に掲げる表のとおりとする。

|      |                                    |                                                                                                                      |
|------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1順位 | 公共的性格のある私企業・団体等で市内に事業所等を有するもの      | 電力会社、ガス供給会社、鉄道会社、バス会社、水道関連事業所、通信関連会社、放送関連事業、金融機関、第3セクター、医療機関、社会福祉民間事業者、NPO団体等                                        |
| 第2順位 | 第1順位に掲げるもの以外の私企業・団体等で市内に事業所等を有するもの | デパート、スーパーマーケット、小売店・商店会、スポーツ施設、ホテル、展覧会・演劇・コンサート・美術展・その他催し等の案内、私立学校、人材募集関係、葬儀社、自営業者の仕事紹介、書道教室の生徒募集、会社案内、有料行事案内、通信販売会社等 |
| 第3順位 | その他広告の要件を満たすもの                     |                                                                                                                      |

(広告の募集)

第6条 会長は、広報紙及びホームページ等を利用して広告掲載希望者の募集を必要に応じて随時行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、第5条の表の第1順位及び第2順位に該当する団体等に対し、広告募集の案内をすることができる。
- 3 広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、第5条の表の第3順位に該当する団体等に対し、広告募集の案内をすることができる。

(掲載の位置)

第7条 広告を掲載する位置は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、その位置については、会長が指定する。

- (1) 広報紙にあつては、裏表紙(4箇所)と表紙、裏表紙を除くページの最下段(各4箇所)とする。
- (2) ホームページにあつては、トップページ画面とする。

(広告の規格)

第8条 広告の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広報紙にあつては、裏表紙は1区画(縦5.5cm×横9cm)としフルカラー、表紙、裏表紙を除くページにおいては最下段の1区画(縦1cm×横4cm)とし黒1色刷りとする。
- (2) ホームページにあつては、1区画(上下40ピクセル×左右130ピクセル)とし、画像はGIF形式またはJPEG形式(アニメーション等不可)、容量は8KB以内とする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広報紙 裏表紙1区画1回10,000円、表紙、裏表紙を除くページ1区画1回2,000円とする。
- (2) ホームページ 1月5,000円、6月27,000円、12月48,000円とする。

(区画数及び回数等)

第10条 広告を掲載できる区画数及び回数等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広報紙にあっては、引き続き定期発行(1月号・4月号・7月号・10月号)の4回を単位とし、裏表紙は1事業所あたり1区画とし、表紙、裏表紙を除くページは上限を8区画(見開き)とし、この場合において2区画以上を希望する事業所においては2区画ずつ統合して掲載することができる。
- (2) ホームページにあっては、1区画とし、月の初日を広告の掲載開始日として、1月、6月、12月を単位とする。

2 前項に規定する掲載回数等は1度の申込における制限であって、当該広告掲載希望者がその後において引き続き申し込むことを妨げるものではない。

3 第1項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合には、当該単位の回数、期間を減じることができる。

(掲載の申込み)

第11条 広告掲載希望者は、有料広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記載し、当該事業所の業務内容が確認できるもの(パンフレット等)、また広報紙においては掲載しようとする原稿を添えて本会に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づいて提出された原稿案は、本会に帰属するものとする。

(掲載の決定)

第12条 会長は、前条の申込みを受けた時は、速やかに内容を審査し、掲載の可否を決定して有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により広告掲載希望者に通知するものとする。

2 広報紙にあっては、第6条により募集した結果、掲載することが適当であると判断した数が募集した区画数を超えることとなる場合は、第5条の優先順位により決定する。なお、同一の優先順位の場合は、原則として抽せんにより決定する。

3 広報紙にあっては、広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、速やかに、掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を提出するものとする。

4 前項の規定に基づいて提出された広告の版下原稿又は広告物は、本会に帰属するものとする。

(広告掲載料の納入)

第13条 広告掲載料の納入は、広告主が会長の指定する期日(以下「指定期日」という。)までに原則として一括して納入する。ただし、広告主が分納を希望する場合で会長が認めるときは、この限りではない。

(広告主の責任等)

第14条 広告の作成経費その他掲載に係わる一切の費用は、広告主の負担とする。

2 広告の内容及び広告の内容に起因して生じた損害については、広告主がその責任を負うものとする。

3 会長は、広告主の責めに帰すべき事由により広告掲載を中止したことに伴い、本会に損害が生じたときは、当該広告主に対し損害の賠償を請求することができる。

4 第8条第2号の規定に基づき、指定ホームページに接続を行うが、指定ホームページ等に係る一切の責任は広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第15条 会長は、広告を掲載することを決定した後に広告が第3条の各号のいずれかに該当

当することが判明したとき、又は広告主が指定期日までに広告掲載料を納入しなかったとき、もしくは会長が指定する期日までに版下原稿又は広告物の提出がなかったときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第16条 会長は、納入済みの広告掲載料の還付は行わない。ただし、本会の責めに帰すべき事由（機器の調整等による場合を除く。）により広告の掲載ができないときは、この限りではない。

2 前項により還付する広告掲載料の額は、次の計算方法により算定するものとする。

(1) 広報紙にあっては、第9条第1号に規定する広告掲載料に広告を掲載することが出来なかった回数を乗じて得た額とする。

(2) ホームページにあっては、第9条第2号に規定する広告掲載料を、当該事業所の広告掲載期間で除し、広告を掲載することができなかった月（月の初日から末日までを単位とする。）の数を乗じて得た額とする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 8月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年 ６月 １日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年 ４月 １日から施行する。